

# グループホームやまざき運営規程

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 三幸会が開設する認知症対応型共同生活介護の事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理規程に関する事項を定め、要支援・要介護者であって認知症の状態にある利用者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 2 事業所は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
  - 3 認知症対応型共同生活介護を行うにあたり、利用者について認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行わなければならない。
  - 4 従事者は、事業の提供にあたり、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行わなくてはならない。
  - 5 従事者は、事業の提供にあたり、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
  - 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームやまざき
- (2) 所在地 浜松市西区雄踏町山崎2829番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1人  
計画作成担当者はそれぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護職員 5人以上(内1人計画作成担当者)

(利用定員)

第5条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用定員 9名

(サービスの内容)

第6条 事業所が行うサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(利用料)

第7条 事業所が提供する利用料は介護報酬の告示上の額によるものとし、そのサービスが法定代理サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食材料費 1日 1,410円
- (2) 光熱水費 1日 330円
- (3) 理美容代 1回 2,050円(消費税込)～
- (4) 家賃 1日 1,000円
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。  
2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けるものとする。

(入所にあたっての留意事項)

第8条 当施設のご利用にあたっては、施設に入所されている利用者との共同生活の場として快適性・安全性を確保するため次の事項をお守り下さい。

- (1) 面会 9時から17時の時間でお願ひします。
- (2) 外出・外泊 事前にお申し出下さい。
- (3) 施設・設備の使用上の注意
  - ① 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず施設設備を壊したり汚した場合には、自己負担していただく場合があります。
  - ② 当施設の従業者や利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。
  - ③ 施設内での飲酒・喫煙はできません。
  - ④ 施設内へのペットの持ち込みや飼育はできません。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従事者は、事業の実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

- 第 10 条 事業所は、併設「特別養護老人ホーム山崎園 消防計画」により対応を行い平常時には「特別養護老人ホーム山崎園 消防計画」により、夜間・昼間を想定した避難訓練を実施するものとする。
- 2 浜松市や地元自治会等の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業者に周知する。
  - 3 避難訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう努める。

(地域との連携)

- 第 11 条 事業所は、事業に当たっては、利用者の代表、利用者の家族の代表、浜松市の職員又は当事業所を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者、認知症について知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な助言を受ける。
- 2 事業所は、その事業の運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流をはかる。

(サービスの質の公表)

- 第 12 条 事業所は、サービスの質の向上を目指し自己評価を行い外部評価をうけその結果を公表する。

(その他運営についての留意事項)

- 第 13 条 事業所は、従事者の質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時の研修 採用後一ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年二回
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三幸会の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成13年11月 1日より施行する。

この規程は一部を変更し、平成17年 7月 1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成20年11月 1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成24年 1月 1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成26年11月 1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は一部を変更し、平成29年 9月 1日から施行する。

この規定は一部を変更し、令和 1年10月1日から施行する。